

日本書紀の「今」

——相対化される時空——

植 田 麦

はじめに

これまで、日本書紀はその史料の性質から、素材論へ還元されたり成立論的に扱われることが多かった。またその作品論的研究は、同時代の資料であるところの古事記や風土記に比して、かならずしも盛んであったとはいえない。とはいえ、もちろん、そのような研究が皆無であったわけではない。ただそれらの多くは、出典・引用の指摘や内容の理解にかかわるものが多く、文機能についての考察は少ない。

論者はこれまで、いくつかの研究発表・論文において、古事記における「今」を中心として、その語りの機能を論じてきた（古事記における「今」——上巻の「天下」を中心に）『国語と国文学』81-7 二〇〇四年七月、「黄泉比良坂と伊賦夜坂」『古

事記年報』47 二〇〇五年一月等。そこでは、「今」が物語と層状をなしながらも、一体化している様相を看取することができた。つまり、語る「今」の内容が物語の内容と別個のものであることは意識されつつ、かつそれらが交差する結構を指摘することが可能であった。こうして、物語の文脈のみならず、それを価値づけるものとしての語りの関係を考えることによつて、古事記という作品の在りようを認める事が可能なのである。しかし、はたしてこのような把握の方法は古事記のみならず、上代の文献一般に用いることが可能であろうか。本稿においては、古事記と同時代の作品である日本書紀を中心として、その時間表現、殊に「今」の在りようを考察し、日本書紀という作品の構造を語りと物語内容の関係から捉えたい。

任意の作品の中に「今」という時間があつたとき、それ

は物語内部の時間に属するものとそうでないものがある。たとえば、

於_レ是素戔嗚尊請曰、吾_今奉_レ教將_レ就_レ根國_一。

(卷第一 神代上 第六段正文)

の場合、これは素戔嗚尊が「奉_レ教將_レ就_レ根國_一」と発言する中の「今」であり、当然のことながらこの「今」は素戔嗚尊にとつての「今」であつて、つまりそれは物語の文脈の内での「今」にはかならない。これに対して、

皇師遂東舳艫相接。方_到難波之碕_一、會_有奔潮_一太急_上。因_以名_為浪速國_一。亦曰_{浪花}。今_謂難波_一訛也。

(卷第三 神武天皇 即位前紀 戊午年 二月 丁未)

では、神武天皇の軍勢が難波之碕にいたったとき、潮流が速かつたがためその地に浪速「ナミハヤ」あるいは浪花「ナミハナ」の名がつき、その地が「今」において難波「ナニハ」と転訛したことが示される。たしかに神武天皇は「難波」之碕にいたつたと語られるにせよ、物語中で決定する地名はあくまで「浪速」「浪花」である。そしてその地が「今」において「難波」という名で残存している。

難波之碕を浪速・浪花と呼ぶ物語内部の時間に対して、難波という転訛した地名を示すこの「今」が物語を語る立場、物語外部の時間に属することは容易に理解されるだろう。このような物語の内と外とを基準とする時間概念の把握は

日本書紀のみならず、古事記やその他の文献においても可能な、上代においてすでに普遍的なものとしてある。にもかかわらず、物語内容と語りとの関係は、個々の作品において異質である。このような、物語の内外という把握を基底としつつ、作品間で語りの差異がどこにあるのかを考へる必要がある。

本稿では、このような物語外部に立つ「今」を考察の対象とし、物語とのかかわり方について考えることとする。以下にみるとおり、日本書紀の「今」は「古」「昔」と交わらず、いわば相対的である。それが故にこれまでの研究では、日本書紀の「今」は七二〇年の現在と同一視され、また「古」「昔」として示される物語世界も七二〇年からみた過去として、その史実としての確かさが考察の対象となつてきた向きがある。しかし、「今」と「古」「昔」とを作品から抽出してその価値を求めるとはなく、作品世界に「今」と「古」「昔」とが内在すること、かつそれが向き合いながらも交差せず別個のものとしてあることの意味を考へる必要があるだろう。物語として連続した時間が「古」「昔」の世界として把握され、それを把握する立場が「今」として示されている、とみるべきである。それはつまり、たんに時制の問題のみならず、一つの作品がいかにあるか、と考えることにほかならない。

一 日本書紀の「今」

日本書紀における「今」は全四五六例（ただし、異同を有する箇所および固有名詞の一部となつてゐるものを除く）、そのうち会話文中での使用が三六〇例ある。先に見たとおり、会話文中の「今」は発話者にとつての「今」であるから、すべて物語内部の時間に属することとなる。これに対して、地の文での使用は九六例ある。地の文は物語を語る立場のものであるから、おのずとその「今」の大半は物語外部のものとなる。しかしながら、中には地の文でありながら、以下の例のように物語中の時点を示すものもある。

一書曰、日月既生。次生^三蛭児。此兒年滿^三三歳、脚尚^レ不^レ立。初伊弉諾・伊弉冉尊、巡^レ柱之時、陰神先発^三喜言。既違^三陰陽之理。所以^レ今生^三蛭児。

（卷第一神代上 第五段一書第二）

ここではまず伊弉諾尊と伊弉冉尊とが蛭児を生んだが、その蛭児が三歳になつても歩くことができない、と述べる。そこから時制をひきもどし、伊弉諾尊と伊弉冉尊が柱をまわつて言葉を交わしたとき、伊弉冉尊が先に声を発したことが陰陽の理を違えた、と説明し、だからこそ「今」蛭児が生まれたのだ、とする。この「今」を語りと考えること

はできない。あくまで物語中のある一点を「いまそのとき」として示している。このような、地の文にあつて物語の時制に属するようなものは一八例存する。この用法は「今」単独の使用のみならず、

壬午、賜^三所^レ過神郡及伊賀・伊勢・志摩国造等冠位、并免^三今年調役、復免^三供奉騎士・諸司荷丁・造行宮丁今年調役、大赦天下。

（卷第三〇持統天皇 六年三月壬午）

のように熟した形でもその使用が見られる。これらは語りが物語の内部に入り込んでいるのではなく、物語中の時点を提示している。「此時」あるいは「其時」に近い用法とみられる。こうして残つた七八例が物語外部の「今」である。

このような物語外部の「今」において、語りが物語を語ることそれ自体に触れるものがある。

【：帝王本紀、多有^三古字、撰集之人屢經^三遷易。後人習読、以^レ意刊改、伝写既多、遂致^三舛雜、前後失次、兄弟参差。今則考^三覈古今、帰^三其真正。一往難^レ識者、且依^レ一撰、而注^三詳其異。他皆效^レ此。】

（卷第一九欽明天皇 二年三月）

ここでは系譜に関して典拠となる「帝王本紀」に記された内容を「真正」に帰し、かつそのあたわざるときには異

同を記す旨が示される。⁽³⁾これを生身の作者たる編纂者の声とみなし、日本書紀の成立そのものの立場からこの言及の意味を問う方法もある。しかし、たとえば古事記に序があるのと同じように当該の文が本編の外にあるわけではなく、内にあることの意味を見定める必要がある。そのように作品をみつめる立場からすれば、これは（系譜叙述という限定においてではあるが）語り手が物語を語ることの一端について、その意味を述べているものと考えられる。すなわち、物語を語るその行為自体の前提になる方法について述べている。物語世界は「真正」に帰した結果としてあり、語り手は物語世界の構築にかかわりつつ、かつそれがなつたのちにはそこに踏み込むことがない。いいかえれば、物語世界はその存在を認められることで語りから離れるのである。

この八八例のうち、日本書紀に独自の内容で古事記に類例のないものも多いが、また古事記に類似した内容をもつものも数例ある。一例を挙げると、

然後行覓_レ將_レ婚之_レ處、遂到_二出雲之清地_一焉。【清地、

此云_二素鵝_一。】乃言曰、吾心清清之。【此今呼_二此地_一曰

清】於_二彼處_一建_レ宮。 (卷第一神代上 第八段正文)

とするものがそれにあたる。これは、素戔嗚尊が婚姻の場所を求めた結果、清地にたどりつき、そこで「吾心清清

之」と言った。そのゆえに「今」においてその地を「清」と呼ぶのだ、とする。これに類似するのが次の例である。

故是以、其速須佐之男命、宮可_二造作_一之地求_二出雲國_一。

爾、到_二坐須賀_一【此二字以_レ音。下效_レ此】地_一而、詔

之、吾、来_二此地_一、我御心、須々賀々斯而、其地作

宮坐。故、其地者、於_レ今云_二須賀_一也。

(古事記 上卷 天照大御神と須佐之男命)

こちらでは、須佐之男命が婚姻の場所ではなく、宮を作るための場所を求めたことにはなっているが、しかし須佐之男命が「我御心須々賀々斯」と発言したために「今」その地を「須賀」と呼ぶところに内容の類似をみることができる。

このような類比だけを見れば、日本書紀と古事記の「今」が、その語りの機能としても類同であるかのような印象をうける。しかし古事記には見られない使用の「今」の例が日本書紀には見られる。「古」「昔」と同時に使用される「今」である。それは、作品内部において語り手の立つ位置が「今」であり、かつその立場からすれば物語自体を「古」「昔」として把握していることにほかならない。この点において、日本書紀の「今」が古事記の「今」と異なることが指摘される。

已而弟猶大設_二牛酒_一以_レ饗_二饗皇師_一焉。天皇以_二其酒宍_一

班賜軍卒、乃為御謠之曰、【謠、此云多預瀧】。

于儂能 多伽機珥 辞芸和奈破蘆 和餓末兔夜 辞

芸破佐夜羅孺 伊殊区波辞 区旒羅佐夜離 固奈瀧

餓 那居波佐麼 多智曾麼能 未迺那鷄句鳩 居氣

辞被惠禰 宇破奈利餓 那居波佐麼 伊智佐介幾

未迺於朋鷄句鳩 居氣儂被惠禰

是謂來目歌。今樂府奏此歌者、猶有手量大小、及音声巨細。此古之遺式也。

（卷第三神武天皇 即位前紀戊午年八月乙未）

これは天皇のうたった歌を来目歌とし、その歌が「今」樂府でうたわれるとき、の舞の所作や歌声の声調は「古」の法が残っている、とする箇所である。ここでは語る「今」において物語を「古」として認識している。また、

蛇酔而睡。素戔嗚尊乃以蛇韓鋤之劍、斬頭斬腹。

其斬尾之時。劍刃少欠。故裂尾而看、即別有二劍。

焉。名為草薙劍。此劍昔在素戔嗚尊許、今在於

尾張國也。（卷第一神代上 第八段一書第三）

これは、素戔嗚尊が大蛇の尾を斬り裂いたときに剣を見つけた場面である。その剣の名は草薙劍であり、「昔」は素戔嗚尊の許にあったが、「今」は尾張国にある、とする。物語の時間が「昔」、その物語を語る時間が「今」として示される。

前者では「今」の樂府でのうたいかたの由来として「古」を認めるのに対して、後者は「此劍」を主語として「昔」と「今」とにおけるその所在を述べる。いずれも「古」「昔」として示した物語世界と語る「今」とを對置していることに変わりはない。

こうした「今」と「古」「昔」との相對は古事記には見られない。というよりも、そもそも古事記には物語世界を「古」「昔」として示すことがない。日本書紀においてはまさしく、語りの「今」と、語る対象すなわち物語世界が「古」あるいは「昔」として、同時に立ち現れている。物語内部の時間は常に流動的である。しかし、「今」によって物語そのものは「古」あるいは「昔」という定点として概括される。この「古」「昔」は「今」に照らし出されることよつてひとつの形をなし、また「今」も物語内容から離れることにおいて意識にのぼる。つまり、ここでは二つの時間が交わることのない相對的なものとして記されている。もしも物語が絶対的なものであるならば、古事記がそうであるように、「古」「昔」として示されることはない。このとき、「古」と「昔」とは同列に扱われる。漢語「古昔」が、万葉集のなかに、
古昔いにしへ君の三代経て 仕へけり 我が大主は 七代いにしへ申さぬ
（卷一九 四二五六）

として、その使用がみられることを傍証として考えるならば、「古」と「いにしへ」、「昔」と「むかし」とはそれぞれ必ずしも結びつかず、日本書紀においては「古」も「昔」も「今」に対する世界として同列に理解することが可能であろう。

かくして古事記と類同の内容にみえるような日本書紀の「今」もまた、「古」「昔」との相対を含んだものと考えてよいだろう。同一の作品の中で、一方が物語と相対をなす「今」でありながら、他方が古事記のように物語内容を覆う「今」であると考えるのは、作品の把握の方法そのものに矛盾を許すことになる。とすれば、「古」「昔」との対応を明確に示さない「今」であっても、日本書紀という作品の内部にあらわれる「今」は、物語の「古」あるいは「昔」との相対を含むものとして考えることができる。

ただし、このような「今」と「古」「昔」との相対が明示される例は、日本書紀においてさほど数が多いとはいえない。「今」単独で用いられるものが大半をしめており、その単独例について意味を論じるのは難しい。しかしながら、「古」「昔」単独の使用で物語を概括する表現が十例程度みられ、これをあわせて考えれば日本書紀において物語世界を「古」「昔」とし、語りを「今」として相対的に配置する構造はより明確に看取することができる。

このとき、作品論として日本書紀を扱うのであれば、この「今」を作品外部にある歴史的時間としての「今」と同一視し、他の作品にある「今」と接触させるべきではあるまい。「今」が作品世界の内側にあり、かつその外縁部に位置して物語世界を「古」「昔」として対象化しているとみなければならぬのである。まさしく、物語の世界と語りの世界とが作品のうちにおいて共存している。

二 「時人」と「世人」

さらに、この物語と語りという二つの世界は時間的に相対であるにとどまらない。

初孔舎衛之戦、有_レ人隱_ニ於大樹_ニ而得_レ免_レ難。仍指_ニ其樹_ニ曰、恩如_レ母。時人_ニ因号_ニ其地_ニ曰_ニ母木邑_ニ。今云_ニ其_ニ厭悶_ニ迺奇_ニ訛也。

（卷第三神武天皇 即位前紀戊午年四月甲辰）
ここでは、孔舎衛において神武天皇の軍勢と長髓彦の軍勢とが戦ったとき、ある人が大樹に隠れて難を逃れ、そのためにその樹を指さして「この樹への恩は母のようだ」と言い、そして「時人」がその地を「母木邑」と名付けた。さらにその母木邑を「今」において「厭悶迺奇」と呼ぶのは転訛である、とする。つまり、物語世界では説話の当事者（人）と傍観者（時人）とがあり、さらにその物語世界の

全体を「今」において捉えている。このように、たんに物語を文脈として語るのみならず、その文脈から離れた「時人」が物語世界内に配置されている。「時人」と「古」「昔」とは直接に結びつけられてはいないが、しかし「今」において描き出されることを含んで考えれば、この「時人」が「今」に相対する物語世界に存在するものとして理解される。

「時人」が「昔」に置かれるものとして、次の例がある。八月、到_二的_一邑_二而進食。是日膳夫等遺_レ蓋。故_二時人号_三其忘蓋処_一曰_二浮羽_一。今謂_レ的者訛也。昔筑紫俗号_レ蓋曰_二浮羽_一。（卷第七景行天皇 一八年八月）

この例では、「今」と「昔」とが相対的で、かつ「昔」に「時人」が配されている。景行天皇の一行が筑紫の的邑に到着して食事をとったとき、その膳夫たちが蓋「ウキ」を忘れた。そのために「時人」はその蓋を忘れたところを浮羽「ウキハ」と名付けた。その地を「今」において「イクハ」と呼ぶのは転訛であり、「昔」の筑紫の俗は蓋を浮羽と言ったのだ、とする。この「時人」は蓋をウキではなくウキハと呼ぶひとびと、すなわち「筑紫俗」を含むものとしてある。ここでは「昔」においてウキハと呼ばれた地が「今」においてはイクハとなっており、かつ「筑紫」の「俗」がウキハと呼ぶ蓋を、語りの位置からはウキ

と呼ぶ。つまり、地名「ウキハ」―「イクハ」についての時間的対応と同時に、蓋の呼び方について「ウキハ」―「ウキ」という方言と中央語の対応がみてとれよう。このように、時間の相対と同時に空間的な相対が表出しているのである。

かくして、物語世界は文脈を語るのみならずそこに物語の傍観者が配され、そしてその物語世界全体を俯瞰する「今」がある。すなわち、傍観者を認めることで、そこに文脈の世界とは異なる空間を現出させている。物語の世界は筋立てのみで成り立つのではなく、その事態を認識するものの存する空間を含めたものとしてある。

さらに、「今」においても「世人」が配される。

然後伊弉諾尊追_二伊弉冉尊_一、入_二於黄泉_一、而及之共語。時伊弉冉尊曰、吾夫君尊、何来之晚也。吾已飡泉之竈矣。雖_レ然吾当_二寢息_一。請勿視之。伊弉諾尊不_レ聽、陰取_二湯津爪櫛_一、牽_二折其雄柱_一、以為_二秉炬_一、而見_レ之者、則膿沸虫流。今_二世人_一夜忌_二一片之火_一、又夜忌_二擲櫛_一、此其縁也。（卷第一神代上 第五段一書第六）

化去した伊弉冉尊を追い、伊弉諾尊は黄泉国へと行く。そして伊弉諾尊は伊弉冉尊と会うが、伊弉冉尊は自分が飡泉之竈をしたと述べ、やすむ。その姿を見るな、と伊弉冉尊は伊弉諾尊に言い残すが、しかし、伊弉諾尊は湯津爪櫛を

折り、その櫛の齒に火をつけて伊弉冉尊を見る。そこには膿が沸き出し蛆のたかる妻の姿があった。そのゆえに、「今」の「世人」は夜に一つ火を灯すことを忌み嫌い、また投げ櫛を禁忌とする。

この「世人」は「今」にあるもので、その意味で右に見た「古」「昔」にある「時人」と対照的である。「今」においてもまた、「世人」の置かれることは重要である。というのも、物語世界を「世人」が承け、その「世人」を「今」において語るといふ複層をここにみてとれるためである。

「時人」がつねに物語世界の存在であるのに対して、「世人」はかならずしも「今」に属するわけではない。日本書紀中に「世人」の例が十例あるなか、「世人」(其)縁也」とするものが八例あり、残りの二例のうち一例も、

次双_三生億岐洲与_三佐度洲_一。世人_レ或有_三双生_一者、象_レ此也。
(卷第一神代上 第四段正文)

として、世の人に双子が生まれるのは億岐洲と佐度洲とをならつてのことであると述べるもので、この「世人」も物語世界とは異なる世界にあるものと判断される。残りの一例のみ、

是月、遣_三使者_一取_三山田大臣資財_一。資財之中、於_三好書上_一題_三皇太子書_一、於_三重宝上_一題_三皇太子物_一。使者

還申_三所収之状_一。皇太子始知_三大臣心猶貞淨_一、追生_三悔恥_一、哀歎難_レ休。即拜_三日向臣於筑紫大宰帥_一。
[世人] 相謂之曰、是隱流乎。

(卷第二五孝德天皇 大化五年三月是月)
山田大臣を陥れた日向臣が筑紫大宰帥となつたのを「世人」が「隱流」かと噂しあつたというもので、この「世人」は「日向臣」と生きる時間を同じくするもの、つまり物語内部での使用と判断される。

この「時人」「世人」は日本書紀に独自の語ではなく、漢籍の史書においてその使用が見られる。また、その語義も日本書紀と同様である。

帝大怒、乃免_三歴兄弟官_一、削_三国租_一、黜_三公主_一不_レ得_三会见_一。歴遂杜_レ門不_レ与_三親戚_一通_一。[時人] 為_レ之震_一慄。
(後漢書 列伝卷第一五 李王鄧来列伝第五)

これは、皇太子が讒言によつて廃されたとき、歴(来歴)が安帝に諫言したが聞き入れられず、かつ帝の命令をきかなかつたため逆鱗に触れ、免官されたあげくに諸々の利益を被つた、という場面で、それがために「時人」は震え上がつた、とする。「時人」は当時の人のことを指すもので、物語内部の存在として在る。

また、「世人」は、

【集解服虔曰、尸解也。張晏曰、人老而解去、故骨如_三

變化^二也。今山中有^二龍骨^一、**世人**謂^二之龍解^レ骨化去^一也。」
〔史記 書卷第二八 封禪書第六〕

として、「今」山中にある龍骨を「世人」は龍が骨を解かして化去したあとのものだとする例にみえるように、「今」に存在するものとしてある。一方、

上復興^二神僊^一使^二鬼物^一、為^レ金之術、及鄒衍重^レ道延^レ命

書言^二神僊^一使^二鬼物^一、為^レ金之術、及鄒衍重^レ道延^レ命

方^レ、**世人**莫^レ見、而更生父德武帝時治^二淮南獄^一得^二

其書^一。〔漢書 列伝卷第三六 楚元王伝第六〕

更正（劉向）が「世人」の見ることのない「枕中鴻宝苑秘書」を読む機会があった、とする例もあり、ここでの「世人」は更正と同じ時間に生きるひとである。つまり、「世人」は「今」に属する場合とそうでない場合とがある。

このように、「時人」も「世人」もその語彙自体は日本書紀の範とする史書に使用のあるもので、また語義もそれに異ならない。しかしながら、物語を語る地の文と割注とにおいて物語を「古」「昔」と概括し、それを語る立場を「今」として両者を相対化し、かつ「時人」と「世人」とを配置して空間的な相対化を同時になす構造を採る作品は、史記や漢書、後漢書といった、日本書紀と同様に歴史叙述を主目的とした漢籍には見えにくい。日本書紀での「時人」の使用はあくまで物語世界の批評者であって、その物

語が本文の地の文において、語る「今」に引き受けられることはない。また「世人」の使用でも、それは割注において「今」のものとして使用される。日本書紀は、語彙とその用法とは漢籍の規範に則り、また史書としての体裁を継承しながら、歴史を描く方法としてその世界の構築は日本独自のものを模索した、と考えてよいだろう。

三 語り手の表出

このように、日本書紀においては「今」と「古」「昔」という時間概念の相対と同時に、その時間に属する「時人」「世人」という存在によって示される空間の相対を看取することができる。このような描出を可能とする語り手が日本書紀においては姿を見せる。

以^二蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣^一、為^二御史大夫^一。

【御史蓋今之大納言乎。】

（卷第二七天智天皇 一〇年正月癸卯）

「御史大夫」は壬申の乱以後に廃され、以後現れることがない。そのために、ここではそれが「今」の「大納言」であることを注する必要があるかと思われる。しかし、「御史大夫」が「大納言」であるとは断言せず、「蓋」と憶断している点に注意される。天智天皇が蘇我果安臣らを一〇年正月癸卯に大納言ではなく御史大夫に任じたことは物語の事実として

あるが、語り手はその御史大夫がなにものであるのか、そこに確言をもって踏み込むことはしない。また、

十九年冬十月戊戌朔、幸_二吉野宮_一。時国樞人來朝之。

因以_二醴酒_一獻_二于天皇_一、而歌之曰、

伽辞能輔珥 予区周塢菟区利 予区周珥 伽綿蘆淤

朋瀾枳 宇摩羅珥 枳虚之茂知塢勢 摩呂鐵智

歌之既訖、則打_レ口以仰吠。今国樞獻_二土毛_一之曰、歌

訖即擊_レ口仰吠者_二蓋_一上古之遺則也。

(卷第一〇応神天皇 一九年一〇月戊戌朔)

この例では吉野の国樞たちが「今」においても土毛を献上するときに歌をうたいおわって口を撃ち、仰いで笑うことは、「上古」の「遺則」であるとする。直上において同様の国樞たちの行為が語られていることから、これは「今」における国樞たちの行為の由来としてあることがわかる。にもかかわらず、ここでも、「今」の事態と「上古」すなわち物語世界での事態とを直接することなく、「蓋」でもって推測に止める。語り手は物語の観察者であり、その物語自体は語り手の立ち入ることのできない自律的なものとして存在するのである。このような在りようは、語りが物語の在りようを積極的に決定する古事記とはまったく異質である。

漢籍においてこのような本文の地の文での「蓋」の使用

がないわけではない。

会_下左將軍上官桀父子及御史大夫桑弘羊皆与_二燕王_一、

蓋_二主謀反_一誅_上。

(漢書 列伝卷第五九 張湯伝第二九)

しかし、右の例のような本文の文における「蓋」は全体の出例からすればきわめて少数で、圧倒的多数が会話文中か割注でのものである。「上代人の手にした典籍は海を越えてわが国に渡来した外来書であり、その主なるものは附注本であつた」(小島憲之「日本書紀の注」『上代日本文学と中国文学』上 塙書房 一九六二年九月)ことを思えば、むしろ地の文での使用よりも、注記にある「蓋」にその方法を学んだと見るのがより適切であろう。

範たる漢文の史書がその形式として〈本文十(後)注〉であつたがために、日本書紀もその書き様として〈本文十(自)注〉を採ることとなつた。さらにそれは、本文と割注の在りようを選択するとともに、本来は後注にみられるような観察者の視点を語り手の視点として獲得することでもあつた。それが故に、物語世界が「古」「昔」、その物語を語る世界が「今」と分化されることとなつたのである。このとき、「本文と注とは同じ性質のものが多く、その場その場の仕方によつて差ができるもの」(先掲、小島憲之論)であり、よつて日本書紀における本文と割注とは統一的に

把握することが可能である。そのため、本稿においては本文に現れる「今」と割注における「今」とを同じものとして扱う。本文であれ割注であれ、いずれにせよそれは、物語に対するものであることにかわりがない。

そして、物語世界は語り手にとって客観世界であり、独立的であるがために、その世界を語ろうとも足を踏み入れることの叶う物ではなかった。そして物語世界を語る時も、語り手は「今」からの推測に止めざるをえなかったのである。

おわりに

以上述べきったように、日本書紀における「今」の在りようは古事記のそれと大きくその機能を異にする。先に拙論で述べたとおり、古事記の「今」は物語世界と積極的に交わるもので、それはつまり「今」が物語世界に対して支配的な機能を持つことにほかならない。物語と「今」とは異なるものであることが明確でありながら、しかし物語は「今」によってかたちづくられるものであった。このとき、物語が「古」あるいは「昔」といった概念で括られることはない。それはあくまで語る「今」によって対象化される世界としてある。

それに対し、日本書紀においては「今」とあわせて

「古」「昔」が使用される。物語世界が「古」「昔」と概括され、それと相対的な語りが「今」として置かれるのである。語る「今」から物語の「古」「昔」を客体として描出する。この点において、古事記と日本書紀における「今」の決定的な差異を確認することが可能であろう。日本書紀の「今」は単独の使用であっても、物語世界を「古」あるいは「昔」として認識する視点に立つてのものと考ええる必要がある。そして、語りが物語世界を客観視するがゆえに、日本書紀の「今」は物語世界へと踏み込まず、これを傍観する立場を取る。だからこそ、物語自体を「蓋」として推し量ることとなった。物語世界は語り手にとって異質の世界であり、独立した自律的世界である。ただし、それはあくまで作品の内部でのことであって、作品そのものから独立的であることを意味しない。

また、物語世界に「社会時評子的な人」（新編全集『日本書紀』頭注）である「時人」が置かれる。これは文脈の事態に対して観察者的な立場をとるものである。文脈と時人によって物語世界は構成されている。また、「今」において、一旦「世人」が物語世界を引き承ける。「世人」は語りそのものではなく、「今」に存在する物語の認識者である。「今」と「古」「昔」とはたんに相対的な世界としてあるのではなく、そこに「世人」と「時人」という、そ

それぞれの世界の存在が示される。それらの世界がただ時間的に相対的であるにとどまらず、空間的に相対的であることが明示されるのである。つまり、日本書紀は〈文脈^古 | 時人^古 | 〈語り〉あるいは〈物語世界^古 | 〈世人 | 語り〉〉という構造をなす。こうした立体的な読み取りが可能である。

漢籍の史書、本文の地の文において「今」が現れることはある。ただしその多くは、

高昭劉皇后諱智容、廣陵人也。祖玄之、父寿之、並員外郎。后母桓氏、夢吞玉勝^レ生^レ后、時有紫光^二滿^一室、以告^二寿^一之一、寿之曰、恨非^二是男^一。桓曰、雖^レ女、亦足^レ興^レ家矣。后每^二寢臥^一、家人常見^三上如^レ有^二雲氣^一焉。年十余歲、婦^二太祖^一、嚴正有^二礼法^一、家庭肅然。宋泰子元年殂。年五十。婦^二葬宣帝墓側^一。今泰安陵也。

(南齊書 卷第二〇列伝第一 皇后)

のように、「紀」よりも「志」や「列伝」のように注釈的内容を本文にもつ部分で、また先秦兩漢の時期よりは六朝あたりに下つてその用法が増加する。

つまり、日本書紀はその典拠および語彙、文章において漢籍に拠ることは事実としてあるが、しかし、語りの方法としては大きく異なるところがある。これは史書を中心とした漢籍に拠り、またスタイルを史書としてとるにもかかわらず、というよりもむしろ漢籍に拠ったからこそ、その

超克が可能であつた。ここに漢文によつて日本のことを書き記そうとする日本書紀の自覚的な意識を看取することができる。これを漢文からの逸脱、あるいは和臭といったことばで片づけるのではなく、日本上代におけるひとつの歴史叙述の方法として認めるべきである。ここにおいて、語り手は生身ではなく、作品のなかに偏在し、拡散している。そういつた存在としての語り手を認め、その機能性を論じなくてはならないだろう。このような機能を考えたととき、それが後代の物語文学における草子地のそれと近似していることに気づかされる。あるいはそれは、後代の物語文学に見られる草子地の萌芽ともみられるのである。かくして、日本書紀は文学という営み全体へと開かれていく。

注

(1) 本稿で「語り」と称するものは、音声表現によるそれを指すものではない。ひとつの作品の中で物語の内容そのものを表現する立場からの語りかけのことを「語り」と呼ぶ。つまり、それは物語の文脈からは離れたところにあるものと考えられる。この語りにより、物語は生産される。また、より広義にそのように物語を産み出す機能、その機能の置かれる状況をもいう。

(2) この用法については「古」「昔」の在りようとおわせで別稿で述べる用意がある。

(3) 当該の文は顔師古の漢書叙例、

漢書旧文、多有「古字」。解説之後、屢經遷易。後人習說、以レ意刊改、伝写既多、弥更淺俗。今則曲覈「古本」、帰「其真正」。一往難レ識者、皆從而積レ之。…文字繁多、遂致「舛雜」。前後失レ次、上下乖レ方、昭穆參差、名実虧廢。

の転用であり、これもまた付注本史書の享受に基づくものと考えられる。

(4) 古事記において、地の文における「古」「昔」の使用はそれぞれ一例ずつある。「古」の使用は

自「往古」至「今時」、聞「臣・連」、隱「於王宮」、未聞「王子」、隱「於臣家」。

(下巻 安康天皇)

とする、物語の登場人物である都夫良意美の発言中の使用で、「古」の及ぶ範囲は都夫良意美の認識の範囲内にある。物語の登場人物の会話文にあらわれるこの「古」は、物語中の時間に属する。また、「昔」は物語の文脈中で時間を引き戻すはたらきをしている。

又、昔、有「新羅国王之子」。名、謂「天之日矛」。是人、參渡来也。

(中巻 応神天皇)

この箇所先立って、垂仁天皇条に「天之日矛」の子孫である「多遲摩毛理」が登場しており、そのため「昔」で語り始める。つまり、この「昔」は物語の外部に存する語る「今」に対するものではない。

(5) なお、古事記において「時人」「世人」の例はない。

(6) 「蓋」に対して「ウキ」と訓読する旨の注記はないが、

ここで「蓋」がウキと訓まれないことには「蓋」を筑紫俗が「ウキハ」と呼ぶことの意味が失われる。

(7) 本稿においては、時間概念にかかわる漢籍の参照において、いわゆる二十五史に拠る。日本書紀がその典拠として多く史書を引くこと、また日本書紀が史書として書かれるためである。

(8) 当該の箇所は漢書志卷第二五上郊祀志第五上にも、

【服虔曰、尸解也。張晏曰、人老而解去、故骨如「变化」也。今山中有「龍骨」、世人謂「之龍解」骨化去也。應劭曰、列仙伝曰、崔文字学「仙於王子喬」、王子喬化為「白蜃」、文字驚、引「戈擊」之、俯而見「之」、王子喬之尸也、須臾則為「大鳥」飛而去。師古曰、服・張「二説是也。」】

として引かれ、史記と併せて日本書紀編纂者の目に触れていた蓋然性は高い。

(9) 日本書紀における割注を後注と見る立場(『書紀集解』、『古事記伝』、岩橋小弥太「日本書紀古註論」、『日本書紀院紀要』11・2 一九五三年六月、岩橋小弥太「日本書紀古註再論」、『日本書紀院紀要』17・2 一九五九年三月等)もあるが、本稿では自注とみなす立場(坂本太郎「日本書紀の分註について」、『史学雑誌』64・10 一九五五年十月、中村啓信「日本書紀の本注」、『国学院大学日本文化研究所紀要』13 一九七〇年二月、小島憲之「日本書紀の注」、『上代日本文学与中国文学』上 塙書房 一九六二年九月等)を支持する。

(10) 神代巻に限れば、語りの「今」の使用例の総数は一六

例であり、正文の使用は二例、さらに二例のうちの一例は割注での使用である。このことから、神代巻正文における「今」の介入を忌避する傾向を指摘しうる。しかしながら、巻三以降においてはそのような明確な差は見いだしにくい。これは、正文と一書の問題、すなわち神代巻とその他の巻との問題とにおいて考察する必要があるため、本稿では触れない。

(11) 一例のみであるが、「蓋」ではなく「案」の例、

今^案鳴王是蓋鹵王之子也。末多王、是埤支王之子也。此曰^{異母兄}、未^詳也。

(巻第十六武烈天皇 四年是歲)

がある。しかし、当該箇所は割注であり、百濟新撰の引用から連続し、ここもまた百濟新撰の文である可能性も存するため、考察からは除外した。

日本書紀および古事記・万葉集の引用にあたっては新編日本古典文学全集『古事記』『日本書紀』『萬葉集』を使用した。また、史記・漢書・後漢書・南齊書の引用は中華書局本を使用し、訓点句読点は論者が付した。なお、引用にあたってわたくしに割注を省略したところがある。必要な場合は【】で示した。

本稿をなすにあたっては、終始毛利正守先生のご指導を賜った。また、日本学術振興会の研究助成を受けた。記して感謝申し上げる次第である。

『上代文学』投稿規定

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文の分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 投稿論文はワープロ原稿をも認めるが、その場合にはなるべく字間・行間をゆったりと組み、表紙に四百字詰め換算した字数を記す。
- 4 投稿論文は原文でなく、コピー二部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所及び勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切日は特に設定しない。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定する。
- 10 投稿論文は返却しない。不採択の論文についてはその旨を通知する。